

# 令和6年度第5回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和6年8月9日(金)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	13時30分	閉会時間	15時26分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	6 番	塩 見 真 由 美
	2 番	天 崎 直 幸	7 番	足 立 進 也
	3 番	木 山 篤 志	8 番	糸 田 川 啓
	4 番	嶋 川 克 寿	9 番	福 田 英 夫
	5 番	大 塚 清 子	10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	新 田 和 之
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	阿毘縁	岸 幸 利	福 栄	山 本 昌 樹
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員				
議事録署名委員	3 番	木 山 篤 志	4 番	嶋 川 克 寿
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	田 淵 九 大
	農政室主事	山 田 祐 志		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	農業経営改善計画の認定の報告について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協議事項	
協議第1号	令和6年度 秋の標準農作業賃金の改定(案)について
協議第2号	令和6年度 農地利用状況調査(農地パトロール)について
そ の 他	
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	<p>皆さん、こんにちは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻より若干早いようございますが、令和6年度第5回日南町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。</p>
挨拶	議 長	<p>皆さんこんにちは。今日15日は、終戦記念日でございますが、今日8月9日は長崎に、8月6日には、広島に原爆投下され79年目になります。</p> <p>今年も灼熱の広島平和公園で平和祈念式典が開かれ、新たに5079名が追加され、34万4306人を記帳した原爆死没者名簿が奉納されました。</p> <p>また、日南町出身の旧陸軍伍長 火山行一さんの寄せ書き入りの日章旗がアメリカで見つかり、遺族の火山司さんの元へ返還されることとなったと新聞報道がありました。火山司くんは私の一級後輩でございますが、奇しくも司くんが生まれた日にお父さんが出征されたということで、行一さんは23歳の若さで戦死されました。皆様のご冥福をお祈りいたします。</p> <p>先月の常設審議会でも、雑談的に話題に上がった部分ですが、都市部で米が不足してスーパーの陳列棚に米がないという話がありました。</p> <p>すると、7月31日の新聞に、主食用米の在庫が過去最少という記事が出ました。そして高値が懸念されるとの見出し。2024年6月末現在時点で、前年度比で約2割減っているということです。統計を取り始めた1999年以降で過去最少ということでございます。この需要の一因にインバウンドで外国人のおにぎり消費も考えられると言われております。</p> <p>そして先日、米子市のスーパーの米売り場でも、やはり米は少なく、「お1人様1袋をお願いします」という張り紙があったという話も聞きました。</p> <p>我々米生産者としては、24年産米の米価が気になるところでございますが、少なからず米価は上向きに転ずることと思われるところでございます。</p> <p>以上、申し上げまして第5回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしくお祈りいたします。</p>
議事録署名 委員選任	議 長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、3番 木山農業委員、4番 嶋川農業委員を指名した。</p>
報告第1号	議 長  主 事	<p>続いて報告事項に移ります。報告第1号 農業経営改善計画の認定の報告について、農林課をお願いします。</p> <p>農林課農政室の山田です。</p> <p>報告1号 農業経営改善計画の認定についてです。</p> <p>本日配布しております資料については、総会終了後回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>今回は再認定の申請が2件、新規認定の申請が1件ですが、一度、令和5年に認定が消えている□□□組合です。実質的に再認定のような形です。</p> <p>7月24日に審査会を行わせていただきましたので、報告させていただくものになります。経営資産などについては日野普及所にも協力いただい</p>

おりまして、町としては再認定および新規認定をしたいと考えているところになります。

今回ご報告させていただく中で、当然、ご意見等あると思っております。こちらのご意見は、申請者さんにも伝えて今後生かしていただくという形をとっていきますのでよろしくお願いいたします。

#### 1番、農事組合法人 □□□組合について説明

農業経営体の営農活動について、日南町△△地区において「養鶏」の単独経営を行っている。主たる従事者は3人で現状の一人当たり所得は◇◇◇万円。年間労働時間については一人当たり2,580時間と、基準に到達しているところ。令和11年での目標は一人当たり、所得◇◇◇万円で年間労働時間2,560時間。

農業経営の規模拡大について、作目は畜産でブロイラーの生産を行っている。飼育頭数と生産量については、現状が飼育頭数148,000羽、生産量928,000羽。目標が152,000羽、968,000羽。飼育頭数については変動する。

農業生産施設について、鶏舎が第一農場に10鶏舎、5,600㎡、第二農場に9鶏舎、5,040㎡。

生産方式の合理化について、計19鶏舎において現在年間928,000羽（年6.4回の出荷）の生産を行っているところであり、これを968,000羽（年6.5回の出荷）に増産する。

経営管理について、会計処理・管理は分担しており問題ないところ。

農業従事の態様改善について、増産に向けて人材を確保したい。

経営改善について、現状を維持したい。

経営の構成について、役員3人、常時雇用が現状6人であるが令和11年には運搬を行っているものが退職となる予定のため、5人となる。臨時雇用は14人で年間延べ456人役である。

損益計算書について、役員給与と税引前当期純利益の加算額が目標に使用している年間所得。令和5年の雑収入は飼料高騰対策による補填金。支払運賃が2.5倍になっているのは、運搬を外部にお願いするためである。

#### 2番、農事組合法人 □□□組合について説明

農業経営体の営農活動について、日南町□□□地区において「稲作」の単独経営を行っている。令和5年度の主たる従事者は一人で、年間所得は◇◇◇万円、年間労働時間は660時間。令和11年においては年間所得◇◇◇万円、従事者の労働時間は660時間を見込んでいる。

農業経営の規模拡大について、水稻の作付面積は現在600aであるが、貸借契約を行い800aへ拡大する予定。また作業受託について若干拡大し現状◇◇◇万円のところが◇◇◇万円となる見込み。

農用地及び農業生産施設について、農用地は前述のとおり拡大予定。農業生産施設は作業場が1棟100㎡。

生産方式の合理化について、現状の課題として高齢化と人手不足により草刈りや除草が遅れがち、水管理も十全でなく収量が低い状態にある。対策としては人手の増、また普及員や営農センターの指導により水管理の改善を図る。人手については令和5年から2名が加わっている。

	<p>経営管理について、現状で既に複式簿記を行っており、これを継続していく。</p> <p>農業従事の態様改善について、現状としては特定の組合員への作業集中が課題だったが、組合員・作業員で分担できるようになってきている。新型田植え機を導入し、オペレーターを増員したことにより、効率的に田植えを行えるようになった。今後の目標として人員の高齢化による作業効率低下に対応するため急傾斜用草刈り機の導入を検討している。</p> <p>経営改善について、ドローンによる病害虫防除を一般社団法人〇〇〇に委託しており、今後もこれを継続する。</p> <p>経営の構成について、構成員・役員は9名。常時雇用、臨時雇用ともなし。</p> <p>必要労働時間シミュレーションをつけており、これが労働時間の算定元となっている。</p> <p>経営収支計算書について税引前当期純利益が年間所得に当たる。集積による面積増、また反収増により目標を達成する予定。</p> <p>3番、〇〇〇さんについて説明</p> <p>農業経営体の営農活動について、日南町〇〇〇地区において「稲作」の単独経営を行っている。現状は年間所得が◇◇◇万円、年間労働時間は1500時間。目標となる令和11年度では所得◇◇◇万円、年間労働時間1600時間を見込んでいる。</p> <p>農業経営の規模拡大について、現状、水稻の作付面積が581a、そばが73aであるが、貸借による面積増とともに作付配分を変更し、水稻691a、そば60aとする予定。作業受託について変更予定はなし。</p> <p>農用地及び農業生産施設について、借入地については97a増の521aの予定。生産施設としては車庫兼作業場が1棟、ビニールハウスが3棟で変更はなし。</p> <p>生産方式の合理化について、近隣農地の集積を行う予定。また現状、水温が低く収量が少ないところだが、温水チューブで水温を上げ、元肥も増やすことにより収量の増加を見込んでいる。</p> <p>経営管理について、現状は手書きの青色申告を行っているが、今後パソコンにより複式簿記を行うようにしたい。</p> <p>農業従事の態様改善について、現状、無理のない状態であるのでこれを継続したい。</p> <p>経営の構成について、家族経営で行っており、雇用者はなし。奥さんが退職に伴い令和11年から農業の時間を増やす予定。</p> <p>経営収支計算書について、農業所得の項目が年間所得にあたる。</p> <p>以上です。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(2番 天崎農業委員挙手) 2番 天崎農業委員。</p>
天崎農業委員	<p>確認ですが、先ほど農林課から説明がありましたが、農事組合法人〇〇〇組合の損益計算書の中で、雑収入◇◇◇万円ぐらいありますが、補填金ということで説明がありましたが、毎年出るような何か補助金があるんで</p>

		すか。
	主 事	令和 5 年度の雑収入については飼料高騰したため、補助が出ているということで、毎年あるような形ではなく、近年の必要な経費が高騰したための補填だということだそうです。
	議 長	その他、報告第 1 号についてご質問、ご意見がございませうか。 (9 番 福田職務代理拳手) 9 番 福田職務代理。
	福田職務代理	わかれば教えてほしいですけども△△の〇〇〇さんですが、農業生産施設の中には、ビニールハウスが、ちょっと規模はわかりませんが、3 棟あるというように書いてありますが、農業の生産物の中はほとんど稲作ということで、これについては、利用方法は何もありませんけど、何か利用してあるのでしょうか？
	主 事	ビニールハウスの利用についてですが、苗の生産等で使用されているというふうに伺いました。
	議 長	報告第 1 号についてご質問、ご意見がございませうか。無いようですので次に移ります。
議案第 1 号	議 長	続いて議事に移ります。議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定について事務局お願いします。
	主 事	議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定についてです。本日は非農地の申請が 2 件ありました。資料 3 頁からです。 申請番号 1 申請者が日南町△△の〇〇〇さん、2 筆、申請番号 2 申請者が△△市の〇〇〇 相続財産清算人 弁護士 〇〇〇さん、3 筆、の合計 5 筆 1,170 m <sup>2</sup> です。 資料 4 頁 申請番号 1 の詳細について説明 申請番号 1、非農地の事由として、×××番地は、母屋を増築されており農地として現在利用できる状況にないというところでは、×××番地は駐車場として利用されており、こちらも農地として利用できる状況にないというところでは、 申請番号 2 番の詳細について説明 申請番号 2、非農地の事由として、現在は更地となっておりますが、令和 4 年 7 月までは、住宅などが建っており、今後、国庫への引き継ぎを予定されているというところでは、国から地目の変更などを求められているということでは、 資料 5 頁から 13 頁に日南町位置図、中間図、字切図、現地確認写真を付けておりますので、ご確認をお願いします。以上です。
	議 長	議案第 1 号について説明が終わりました。農地部会のご意見がありましたらお願いします。 (3 番 木山農業委員拳手) 3 番 木山農業委員。
	木山農業委員	はい、申請番号 1 について過去におきまして事務手続き上の案件でなかなか地目変更ができなかったということであったようでは、既に住宅が建っているということでは、非農地という扱いにしなければなら

		らないということでありまして、2番の案件につきましても既に宅地ではなくて更地になっておるといこととでございますので、農地部会としての意見はございません。以上です。
	議 長	ありがとうございました。議案第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第1号 申請番号1について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号 申請番号1は承認された。
	議 長	続いて、議案第1号 申請番号2について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号 申請番号2は承認された。次に移ります。
議案第2号	議 長	議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答についてです。資料15頁からです。</p> <p>資料16頁に利用集積等促進計画案総括表をつけております。今月は新規の契約が1件再設定の契約が1件となります。まず3年以上6年未満が5378㎡、10年以上が2800㎡の合計8178㎡です。</p> <p>資料17頁に機構への資料集積等促進計画案の集計表について説明。</p> <p>資料18頁契約の詳細について説明。</p> <p>申請番号2について資料の修正をお願いします。</p> <p>資料19頁から□□□株式会社、有限会社□□□の農業経営状況の資料をつけておりますので、ご確認お願いいたします。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第2号について説明が終わりました。補足をさせていただきます。</p> <p>申請番号2についてですが、この案件は鳥取県で第1号の案件でございまして、相続人がおられないということで、担い手機構を通じて契約を結ぶという案件で、先月の常設審議会にもかかりましたけれども意見なしということで通過しております。</p> <p>(高橋事務局長挙手) 高橋事務局長。</p>
	高橋事務局長	<p>失礼します。</p> <p>先ほど議長からお話がありました通り、申請番号2番につきましては、所有者不明農地ということで、機構を通じて県の裁定通知をいただいて、賃貸借契約を結ぶ流れとなっております。3月の総会におきましてこの案件については皆様にお伝えをさせていただいた案件でございます。契約満了後から若干期間が空いております。従って現在のところ10月からこの契約がスタートするということでご報告をさせていただきたいと思っておりますし、申請番号2番につきましては再設定という扱いでさせていただいておりますので本来であれば、再設定については皆様に内容の詳細はご説明せ</p>

		ず、資料のご確認のみということでしたが、案件がこういった案件でございましたので、説明をさせていただいたということで補足をさせていただきたいと思えます。以上です。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号 申請番号 1 について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号 申請番号 1 は承認された。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号 申請番号 2 について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号 申請番号 2 は承認された。
協議第 1 号	議 長	<p>続いて協議事項に移ります。入る前に本日の協議事項 2 件になっておりますが、協議第 3 号でその他を入れたいと思えますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは協議第 1 号、令和 6 年度秋の標準の作業賃金の改定 (案) について事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>失礼します。</p> <p>協議第 1 号に入ります前に、初めに 1 件協議の案件の追加をさせていただければと思っております。</p> <p>協議の資料につきましては、総会資料に綴っておりません農地法許可事務処理フロー図という 1 枚もの資料を皆様にお配りさせていただいております。これをご覧いただければと思えます。</p> <p>この農地法許可事務処理フロー図につきましては、以前総会の場におきまして、事務局の事務処理の内容につきまして、明確化したものを提示させていただきたいというご意見をいただきました。</p> <p>その後ちょっとお時間がかかった関係で、現在皆様の方にお配りしておりますところ、ご容赦をいただきたいというふうに思っております。</p> <p>これまで農業委員会の方で行ってございました事務におきましては、ご存知の通り事務処理が大変遅れ、生産者の方々、関係者の方にも非常にご迷惑をかけたということで、それを踏まえ事務処理の徹底ということで、事務局の方で見直した内容を簡単なフロー図という形でお示しをさせていただいております。</p> <p>従来行ってございました事務処理につきまして、事務局の方でもこれまでしっかりできていなかったところ、また委員の皆様の方にもお知らせできていなかったところ、そのあたりを踏まえながら、事務処理の適正化、迅速化を図るような形でフロー図にまとめたものと思っております。</p> <p>まず農地法と書いてございますが、このフロー図につきましては農地法</p>

以外でも基本的な流れとして、この流れに沿って進めていながら、委員の皆様のご意見また案件につきましての情報共有などを行ってまいりたいと思っております。

初めに申請手続き等でございますけれども、ホームページ等でも公表はしておりますが、基本的には申請締め切りは、毎月 20 日を基準としております。ただ、なかなか 20 日と言いながらも、案件によりましてはギリギリになって、ご相談、申請手続きをされる申請者の方もいらっしゃると思います。そのあたりにつきましては、ご事情を判断いたしまして、ギリギリになりますけれども、農地部会を行いながら何とか総会に間に合わせるような形で持っていくケースもございます。そのあたりは、委員の皆様にもいろいろとご負担をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、許可申請等申請者から提出がでございます。その前段で事前相談を受けた段階で、事務局の方で内容についてしっかりと確認、精査させていただいて、法律等に基づく内容として、これは許可が可能であるというものにつきまして、申請書の手続きをしていただくという流れでしたいと思っております。この申請書を提出したということになりますと、当然文書的には公文書という扱いになりますので、文書受付として受理した形ということで、事務処理を進める内容となると思っております。

受理した内容につきましては農業委員、推進委員の皆様にも、各地域の該当するところについては、写しをお配りさせていただいて、現在こういった案件があるよということでご確認をいただけるようにしたいと思っております。従来この辺りが十分できていなかったということでこの辺り新たに明確にした形にしております。

その後につきましては現地確認、これは従来通り変わってはおりません。

現地確認におきましては各地域の委員の方、推進の方に現地の確認をしていただいて、申請の内容と現地、法律上、適正かどうかという内容を確認していただくことが必要かと思っております。

また現在取り組みも若干進んでおるとは思いますけれども申請者、または所有者の方への聞き取り調査もこの段階で行うということが適当かと考えております。申請の内容以外にもいろいろなご事情、理由によって手続き申請をされるということもございます。このあたり現地において所有者、申請者の方への聞き取りを行うということで、その辺りも努めて参りたいと思っております。

これが終わりましたら、農地に関するものにつきましては農地部会で協議をさせていただくということでございます。

総会に上程する前に部会でこの案件について審議をしていただき、総会へ上程できるかどうかということをご協議していただきます。部会につきましてはなるべく総会の終了後に行い、その部会の結果については、翌月の総会に上程するという流れで、基本的には考えておりますが前段でもお話をさせていただきましたが、申請者のご都合等によっては、なかなかこの

	<p>流れに沿わないケースがございます。その辺りはご事情等を説明して早めにさせていただくというケースがございます。</p> <p>ここで部会の方でも農地部会の委員の皆様へ申請書の写し、お配りをするようにしたいと思います。現在のところは総会に上程する資料等のみしか付けておりませんが、部会におきましても、部員の方々に申請書の内容等も含めてご覧をいただいて、部会で審議をしていただきたいというふうに考えております。</p> <p>これによって部会で協議したものについては許可、不許可というような内容がございます。部会で許可されたものについては、翌月の総会に上程させていただいて、総会でご判断をしていただく、また不許可につきましては前段で述べた申請書は事務局の方で受理しておりますので、不許可ということで公文書の手続きを踏ませていただくという流れになるというふうに思っております。これが終わりましたら総会で審議をしていただき、その後は県の農業委員会等必要によっては、常設審議委員会へ諮問させていただくというような内容を経て、許可証の発行となります。</p> <p>この農地法に関する事務処理については、現在の流れで進みますと、概ね2ヶ月程度事務処理がかかるということで、現在のところ進めている状態です。</p> <p>先ほども申しましたが、この案件のフロー図は農地法と言いましたが他の事務の届け出、その他の法律以外での申請の手続き等につきましても、基本的な流れはこれに沿って進めていながら、事務局の方で保管をしておりました申請書の処理が停滞することがないように努めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>このフロー図の内容につきまして本日皆様の方にご協議等賜ればというふうに思っております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>はい事務局より事務処理のフロー図が説明されました何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>(丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。</p>
丸山推進委員	<p>はい、わかりました。やっとなですね。できたというかスタートだと思えます。ぜひ、こういうものを元に、しっかりとした事務処理をしていただきたい。そしてこの内容を、農業委員会のメンバー全員がきちんと把握しておくということが必要だろうと思えます。ただ、これは出来上がったものではなく、これを土台にして、もっともっとより完璧なものに近いものにしていかないといけない。</p> <p>例えば、事前指導というのがあります。電話や役場に来た人が、カウンター越しにちょっと聞いたとか、あるいは農業委員会のメンバーに、地元で誰か質問されたとそういう事前指導の内容は、記載するとかそういうものはどうなんだと。そのとき質問したんじゃないかというふうなことが出てくるそれをどうやって整理するのか。ということも決めておかないと職員</p>

	<p>が相談を受ける、農業委員会のメンバーがどっかで聞かれたぞっていうのを事前指導はどういう扱いにするのか。</p> <p>そういうのがどれくらいあるかっていうふうな意味の質問が、町の議会であったように私は記憶しております。そこがきちんと答えられなかったというのは、その整理ができてなかったからだと思います。</p> <p>私的にはですね、電話やカウンター越しにちょっと聞かれた内容は全部事前指導だということで、記録に残す必要があるのかないのか、そこは整理しておく必要があると思います。</p> <p>それから今日初めてこれ今見るんですけども、部会というのがあります。部会のメンバーは誰が決めるのか。部会の規定ってどこにあるんですか。元になっているのは何かあるんでしょうかね。部会の部会長、副部会長ですけどこれは会長さんが任命することになってるんですよ。</p> <p>それからメンバーの中に推進委員、我々はメンバーに入っているということは、どこかに書かれてるんでしょうか。私は、農業委員会に来させてもらって8年になるんですけども、部会に顔出すようになったのは去年からなんですよ。「ちょっと来てよ」みたいな形で出ていくのか、部会のメンバーというのはきちんと決められた形で、構成されているのか、その辺もまだ曖昧です。他にも、私的にはいっぱいそういう曖昧な部分がある。はっきりさせておく必要があると思う部分があるんですよ。</p> <p>そういうものを、これからきちんとしたものに近づけるようなことにして、これが出来上がったからこれで終わりだということにぜひしないで欲しい。一つの要望です。</p>
<p>議長</p>	<p>(高橋事務局長挙手) 高橋事務局長。</p>
<p>高橋事務局長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>まず事前相談案件についてですが、以前もご説明をさせていただいたと思っておりますが、事前相談の受付には聞き取り表というものを、事務局の方でどういった内容を聞き取ってどういった処理対応していくかという手書きではございますけれども、聞き取り表というものを今後残そうということを事務局内で決めております。</p> <p>この聞き取り表に内容によっては非常に簡易なもの、または難しい案件なもの等がございます。その内容、事前相談において、委員の皆様、推進委員の皆様に事前にお知らせすべきものについては、口頭や電話等でお伝えをしていきたいと思っております。現在のところは許可申請を受理したものの、農地部会の中で協議するものについての申請書、届け出書に関するについての写しをお配りするということです。</p> <p>事前相談につきましては様々な案件がありますので、現在のところ聞き取り表を事務局の方で残しながら、例えば職員が1人抱えて事務処理が停滞しているということがないように、内容を共有しようということで、聞き取り表の方を準備して現在は進めておるところでございます。</p> <p>事務処理フロー図につきましては、丸山推進委員がおっしゃられる通り</p>

これが確定ではないということで私達もそのように思っております。委員、推進委員の皆様の方でこういった形の方がもっとやりやすい、もっと詳しく詳細が確認しやすいということがございましたら、またご意見賜ればというふうに考えております。

次に、ご質問ご要望等がございました部会の案件でございます。部会につきましては、令和4年の5月に現在の委員の皆様が農業委員、農地利用最適化推進委員に就任をされたときに、部会のメンバーを協議させていただき、その総会の場でご承認をいただいたと考えております。

部会の構成メンバーにつきましては、それぞれ農業委員の皆様がメンバーとして、農政部会、農地部会、農業者年金部会また部会以外にも、広報誌等の編集委員会、研修委員会等のそれぞれの役割を農業委員の皆様兼任していただきながら担っていただいているところです。

その中で各部門において、部長、副部長を決め、また内容によっては、推進委員の皆様にも、その部会の中にご参集していただくということで、そのあたりについては従前の流れで進めているということでございます。

はっきり明文化したものについては私が記憶しておりませんが、残っていれば確認をしてそれをまたお出ししたいと思っております。

部会の参集につきましては、以前も特に農地部会におきましては、令和4年の中途から農地案件については必ず部会を通して、総会に上程するという流れを、年度途中で方針を決めたと私は認識をしております。従って、従前はこのような形であまり取り組んでおられたかにはなかったかもしれませんが、ここ近年については農地に関する案件については、必ず農地部会を通して総会に上程するという決め事を、総会の場で決定をしたと思っております。

特に農地に関しましては、当然地元の農業委員、推進委員の皆様にもそのあたりの内容についてはよく理解をしていただく必要がございます。

本来の流れでいきますと、申請者へ届け出者の方につきましては、それぞれの各地域の農業委員最適化推進委員の方がおられますので、その方にご相談をしていただいて、その後に事務局の方に情報が入るという流れもございますが、大半の内容については、直接事務局の方に相談があるという状態でございます。その辺の情報が逆転をしているという状態でございますがフロー図の中でも説明をさせていただいた通り、この辺りについては申請書を受理したということで皆様の方に正式にその内容についてご理解をしていただくということで、現在のところ進めたいと思っております。

特に農地部会につきましては農地法2条また3条、転用に関する4条5条、そのあたりについての許可不許可ということがございますので、しっかりと審議をしていただく必要がございます。当然地元の推進委員の皆様にもそのあたりしっかり内容をご理解していただく必要がございますので、担当の地域の案件につきまして、特に農地部会については、推進委員の皆様にも部会にご参集をしていただいているということで、今後もこの体

	<p>制を進めてまいりたいというふうに考えております。 事務局からは以上でございます。</p>
議長	<p>丸山農地利用最適化推進委員よろしいでしょうか。 (意見なし。)</p> <p>その他、ありますでしょうか。 (倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。</p>
倉光推進委員	<p>説明されました大体 2 ヶ月ぐらいかかるということで、果たしてその 2 ヶ月は早いのか遅いのか。私はそんなに速くはないような気がするんです。現在締め切り日が毎月 20 日になっています。例えば 4 月 20 日までに締め切ったものを 5 月 10 日に開催される総会にかけられるかということ、多分今までそういう形で関わったことないんじゃないかなと思うんですよね。</p> <p>4 月 20 日までに申請のものを 5 月の総会後の農地部会にかけるということは、あると思うんですけどもそれまでにかかる総会にかかるってということがないということになると、5 月 10 日前後の総会の後の農地部会にかけられて、6 月 10 日前後の総会で、最終的に採択になるということになるとどうしても 2 ヶ月をしっかりとかってしまう。</p> <p>その後、県の農業会議の方に諮問があって最終的にしっかり 2 ヶ月はかかっちゃうんです。それ以上かかる可能性があります。</p> <p>私の考えは、こうだったらどうかと思うのが、10 日の締め切りにしたらどうですかっていうそしたらその後に農地部会を 5 月 10 日までの総会までに農地部会を開けば 5 月 10 日の総会にかけることができる。そこで審議ができ、できるんじゃないかなという気がします。そこで 1 ヶ月違う。前倒しというか、事務局側の説明よりか 1 ヶ月早くなるのではないかなという気がするんですけどそのあたりはどうでしょうか？難しいですか。</p>
高橋事務局長	<p>ご意見ありがとうございました。手続きについて 2 ヶ月の期間を要するというので、もう少し短くならないかというご質問でございます。</p> <p>今回の議案第 1 号につきましては、8 月 1 日に農地部会を単独で開催をさせていただきました。それは本日の総会に非農地として事務処理をしたいというご希望があったものでした。本来であれば総会終了後に農地部会をして、翌月の総会に上程するという流れですが、いろいろなご事情お聞きした中でどうしても本日の総会に間に合わすということで挙げさせていただいたということです。今回の議案の 1 号については非常に最短で総会に上げてさせてもらったということでございます。今回の案件は非農地証明でございますけれども、その他、3 条、4 条、5 条案件におきましては、一部は鳥取県、または担い手育成機構の事務処理が必要な流れも生じてまいりますので、先ほどご提案いただいた形も一部では可能かと思っております。しかし一部ではなかなか最短では難しいということでどうしても期間がかかるということはある程度申請者相談者の方にはご説明をさせてもらってそれでご理解はいただいております。先ほどもお伝えしました通り、案件についてどうしても忙しいというこ</p>

	<p>とについては、なるべく早く事務処理ができるように事務局の方も手続きをしてまいりたいと思っておりますので、当面は余裕のあるものについてはこの事務処理で進めたいと思っております。特に委員の皆様、推進の皆様に、総会以外で度々お越しいただくこともなかなか事務局としては心苦しいというふうに感じております。どうしても早めに出ささせていただきたい案件については今回のような事務処理をさせていただくということでご理解の方をいただければと思っております。事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>倉光農地利用最適化推進委員よろしいでしょうか。 (意見なし) (4番 嶋川農業委員挙手) 4番 嶋川農業委員。</p>
嶋川農業委員	<p>申請の受付日ですが、倉光推進委員が言われたように 20 日ということは、事務処理期間が 20 日しかないということになります。</p> <p>全国の例を見ましても、大体 10 日締めで 1 ヶ月のうちに処理ができないのかというようなこと、質問等があったと思いますが、それをもとに、1 ヶ月の中で全て処理をしていくんだというようなことでテレビなんかで紹介があった農業委員会、自治体がありました。</p> <p>私もそのことを思うと、1 ヶ月だったら処理する期間としてはいいではないかと思えます。10 日、10 日という節目にした方が、20 日だったら、次の総会があると 20 日間しかないわけですね。じゃなくて 10 日の締め切りにして良い悪いというような、判断する期間というのが何日かあると思うんで、そういうのも余裕を持ったやり方をすると、やはり締め切りの方がもう少し早くとも私個人としては思えます。事務局として、処理していくのに、手順といいますか、職員の仕事ということに処理していくということについて、けじめがつくような感じがしてならんのですけど 20 日にこだわる必要はないと思えますが、どうでしょうか。</p>
高橋事務局長	<p>はい、ありがとうございます。20 日締めは従来農業委員会の方で決めておりました申請締切日でございます。いろんな自治体の方においても締切日は様々でございます。</p> <p>おっしゃられる通り、締め切り日については事務の迅速化等で必要であれば見直しをかけたいと思っておりますが、現状ちょっと私の方でその辺りの効果あたりの理解ができておりませんので、内容精査させていただいた後に、また締切日等の変更でより迅速に事務処理ができるのであれば、そのように変更してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。</p>
議 長	<p>嶋川農業委員よろしいですか。 (意見なし) その他、ありますでしょうか。無いようですので日程に戻ります。</p>
議 長	<p>協議第 1 号 令和 6 年度秋の標準農作業賃金の改定（案）について事務局 お願いします。</p>

高橋事務局長

協議第1号 令和6年度秋の標準農作業賃金の改定(案)についてです。資料23頁をご覧ください。令和6年度の標準農作業賃金につきましては3月の総会におきまして皆様にご承認をいただいたところでございます。本日ご協議させていただく内容については秋作業についての農作業賃金でございます。秋作業となりますと特に水稻あたりの関係になります。稲刈りコンバインの利用、その後の稲の籾摺り乾燥調整または来春に向けての秋おこし等があらうかと思っております。

資料の網掛けをしてあるところが、令和6年度の決定単価でございます。皆様もご承知の通り、現在最低賃金の値上げというような報道がなされておりますが、鳥取県におきます最低賃金につきましては、例年10月あたりに決定されるものというふうに考えておりますので、農作業の賃金につきましては現行通りのもので進めてまいりたいというふうに考えております。

秋作業につきまして、若小事務局の中でお問い合わせ等をいただいた内容で、特に乾燥調製と色彩選別機のあるなしについて単価をより明確にわかりやすくしていただきたいというふうなお話がありました。

皆様のお手元に別紙1枚ものの資料をお配りしております。資料に赤く表示してあるところが今回、令和6年の3月に決定した以降の変更箇所でございます。

これまで出しておりましたのは、籾摺り乾燥色彩選別と色彩選別機のみこの二つのパターンでございましたが、色彩選別機がない籾摺り乾燥、従来この形でございましたが、このあたりをより明確にわかりやすいように単価をお示しさせてもらっているところでございます。

皆様の方によくお問い合わせがあらうかと思っておりますけれども、これまでの籾摺り乾燥と色彩選別機が1350円。色彩選別機だけが440円この差が910円でございますので、本来であれば、色彩選別機を除いた籾摺り乾燥は910円にならうかと思っております。今回、籾摺り乾燥は従来930円を令和5年度までは出しておいたものを籾摺り乾燥930円から1,000円に上げたという形でよりわかりやすくした形にしております。色彩選別機が440円本来は350円上げるべきではないかというようなことでございますが、いろいろ現場のご事情等をお聞きする限りでは、色彩選別機のみをご利用されるための準備や負担、いわゆる手間の方ですね、そのあたりが若干かかるということで、350円ではなくて440円ということで単価の方は決めているということです。

従って備考欄に機械調整等を含むという表現を加えさせていただいてもらっておるところでございます。

このあたりの単価につきましては、先月の総会の後に、農政部会にていろいろご審議をさせていただいた上での内容の変更ということです。

単価につきましては、特に令和6年度大幅にアップをしているところがございます。このあたり今年度これで一度実際の様子を見させていただき

	<p>ながら、また来年度見直しが必要であれば、単価の変更をかせせていただくということで今回の秋作業に向けての標準農作業賃金については、この表を生産者の皆様にケーブルテレビ、または町のホームページ等を使いながら、お知らせをさせていただきたいというふうに事務局の方として考えております。</p> <p>農政部会の部会長であります糸田川委員の方から補足等がございましたらお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
糸田川 農業委員	<p>8番 糸田川です。</p> <p>事務局長からいろいろほとんど説明していただいたのでその通りだということで皆さんご理解いただけたらと思います。いろいろ私の方でも調べているところですが、秋の農作業といいますか時給が予想されたのは大体950円程度だと鳥取県は言われておりますので1,000円を出しておけば春ぐらいまでは乗り切れるだろうと思っています。</p> <p>今回変更のお示ししている糶摺り乾燥だけの1,000円というのは、やはりこういうものを示しておかないと、作業を受ける方が色彩ありなしのところを900円でいいのかなってということが、誤解を招くんじゃないかということで、追加することにしました。この1,000円という根拠というのはJAライスセンター等々に問い合わせをしまして、現在これぐらいの単価で動いております。あくまでこれは標準作業賃金ですので、これを基に、皆さん作業を受けるときにはお話ししていただけたらと思います。</p> <p>もっといろいろ上げなきゃいけないんじゃないかなと思うところはあるんですけど、これを基に皆さんも情報を仕入れていただけたらなと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんからのご意見をいただきたいと思えます。</p> <p>(3番 木山農業委員挙手) 3番 木山農業委員。</p>
木山農業委員	<p>クレーム的な意見じゃないですよ。この色彩選別機だけを動かすのに440円の根拠っていうのをね、いや数字がしっくりこないんで、なぜこういう数字に決められるかっていうのはちょっと知りたいですね。</p>
高橋事務局長	<p>失礼します。色彩選別機の単価440円の根拠でございますが、3月の標準作業賃金の説明でも若干触れさせていただきましたが、この440円は町内の大規模経営農家の色彩選別機の単価を流用させていただいたものでございます。440円につきましてこれは消費税込ということでございますので、消費税抜きで言えば400円という単価かというふうに思っております。</p> <p>以前お話もお聞きしたところでいきますと、色彩選別機については当然それをかけることによって一等米になるということです。その一等米になる、この等級の差額について、実際にそれだけ一等米になるんだからその分だけ色彩選別機の単価というようなことも伺ったようには聞いております。インターネット等で他の自治体、いろいろなところ私も確認をしてみました。この440円より低い、300円台の自治体もございました。ま</p>

		<p>た、逆に1,000円台を出しておられるところ個人さんもございました。</p> <p>このあたりの単価の設定については、他の賃金の単価もそうでございますけども周りの周辺の自治体や、団体、個人の単価を参考にしながら、あまり大きな変動がないような形でこれまできたという経過もございまして、その中で言いますと日南町に関しましては町内の大規模農家の方の単価を、令和6年の3月の総会のときに挙げさせていただいたものをそのまま現在使っているという状態でございます。</p> <p>この単価につきましては、先ほどもご説明させていただいた通り、これが安いのかというようなこともございます。またそのあたり、先ほど農政部長の方からもお話があった通りこれをもとにしながらまたご意見をいただいて、来年度に向けた単価の見直しを進めてまいりたいと考えております。今回の内容については、これで事務局としては進めてまいりたいと思います。以上です。</p>
	議 長	木山農業委員よろしいでしょうか。逆にどの程度を思っておられますか。
	木山農業委員	<p>思っておるといふか、うちは500円で今まで何年もしてきています。実はですね。餅米を持ってこられて、明日うるち米をしてくれって言われるとね、全部分解掃除せんと、出したものに混ぜてるって言われるとね、本当に大変なんで、そこら辺の手間を考えるとね、なかなか単独でしてあげるっていうのを、安受けできないというところがあります。</p> <p>だからある程度時期を決めて、まとめて餅をさしてください、うるちに移りますよっていうことにしないとなかなか今日持ってきて、明日取りに行きますと言われてもできないっていうことがあるということかあります。機械の調整のことも書いてありますが、500円はいただいても、それは当然税込ですので、崩せば安くなりますが、そういったことで設定してるんで、私はそれが決して安いとは思わないって思っています。</p>
	議 長	<p>はい、ありがとうございます。一応これは標準作業賃ということで、出ささせていただければと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>その他ご意見ありますでしょうか？</p> <p>令和6年度の標準作業賃として粳摺り乾燥1,000円、色彩選別440円ということで、公表させていただければと思います。ご意見ありませんか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>無いようですのでこの賃金で公表させていただきます。次に移ります。</p>
協議第2号	議 長	協議第2号 令和6年度農地利用状況調査について事務局お願いします。
	主 事	<p>協議第2号 令和6年度農地利用状況調査の実施についてです。調査の進め方については、先月の総会でもお伝えさせていただきましたが、昨年度の調査において、荒廃農地赤色と認定した農地や中山間の協定から外れている農地を中心に確認をしていきます。基盤整備済みの荒廃農地、赤色と判定した農地についても再度確認を行いたいと思います。</p> <p>調査の日程についてですが、先月の総会の後に、調整をさせていただいた日程でまとめているので、ご確認お願いいたします。都合が悪い、集合</p>

		<p>場所の変更などがありましたら連絡をいただけたらと思います。</p> <p>また、各地区半日で予定をしていますが全ての農地を確認することは、おそらく半日では難しいと思います。交付金の関係もあり今年度から全ての農地の確認をして、システムで日付が入力されていないと交付金をもらうことができないということで、この前農業会議から説明がありました。ですので、当日確認ができなかった農地については後日、9月中ぐらいをめどにタブレットで入力をしていただけたらなと思います。</p> <p>また、今日の総会終了後来週中ぐらいに、ホームページやちゃんねる日南などで周知を行いたいと思っています。以上です。</p>
	議 長	<p>協議第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので、ただいま公表されました日程で皆さんよろしくお願ひいたします。</p>
協議第3号	議 長	<p>協議3号 その他に移ります。皆さんから協議事項がありますでしょうか。</p> <p>(丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。</p>
	丸山推進委員	<p>確認や要望あるいは協議をお願いしたい。</p> <p>一つは、以前もちょっと触れたことがあるんですけども町の議会の中で、亡くなられた加藤委員の件で、あれはどうなっているかという質問が近藤議員からありました。事務局はですね、2年間机の中に入ったままになつるといふような意味合いの答弁があったというふうにちょっと記憶しております。加藤さんが、どういう思いでどういう問題をその提起しておったのか。農業委員会はですね、全くその加藤さんがいなくなって今、知らないということでもいいのかと。ついては、加藤さんが提起した加藤さんの問題というのは何だったのか。それはなぜ2年も3年も机の中に投げっぱなしになっているのか。今後ですね、それはどういうふうにするのか、どういうふうになったら解決に向かうのか。そういうことを、我々は来年の5月で終わるわけですけども、それまでにきちんと事務局からですね、問題を整理して、ペーパーで来月の総会には出して、説明をしていただきたい。これは私の要望です。それはもうほっとけという話であればそれはそれでいいのかもしれないけどもですね。議会の中でもそういう質問が出て、近藤議員は納得されたかどうかわからんけども、追及がなくてそのままになっている。それは何だったのか。</p> <p>加藤さんの件という言葉だけで、中身についてはおそらく、メンバーの中でもたくさんの方が、把握しておられないんじゃないかと思っていますので、ぜひ、事務局としても、さっき言ったようなことを整理してペーパーでこの場を出して説明をしていただきたい。これは私の要望です。</p> <p>それからもう一点はですね、これとは直接関係ないんですけども地域計画もう半年ほどしか期限がなくなってきました。よその自治体は、動いているという話を耳にしますけども日南町は正直、全く作業が進んでいるというふうしか思えない。</p> <p>地域計画の取りまとめをするのが農業委員会の事務局だというふうに、</p>

	<p>この前になってですね、ああそうかと、どこやるかなというふうに思っておったんですけども農業委員会の事務局やるということは聞きました。</p> <p>誰がどんな作業を実践していくのかということ、私は理解できてない。</p> <p>各地区にある第6期に向けた集落協定があるからということで、ある程度のそうかというふうに気はするんですけど、本当にそれでいいのかともう一度ですねこれは確認です。農業委員会として地域計画の期限が来ているけど、それはほっとけばいいって話じゃないけども、直接作業に関わらなくてもいいんだというふうな極端な理解でいいのか。この2点についてですね、ちょっとお願いします。</p>
高橋事務局長	<p>はいまず一点目でございます。</p> <p>3月の定例議会の場において、経済福祉常任委員会で農業委員会の事務についてのご質問を議員の方から受けました。そのご質問の内容の中で私の方でなかなか回答ができなかった案件の中で、お亡くなりになりました加藤農業委員からの内容についてということでございます。加藤さんの方からご質問等を受けてそのままになっているという案件については、私が理解しておる内容については、農用地区域、農振除外の関係の手続きのことではないのかなというふうに思っております。</p> <p>以前、農用地区域の非農地の取り扱いについて農用地区域外でない、農用地区域内のものについて非農地はできない。また、その取り扱いについては農振除外をした後でないと、非農地手続きが進められないというような案件を、令和4年に何度か上程させていただいたときに、ご質問を受けたというふうに思っております。</p> <p>そのあたりの手続きについて、事務局側として、事務処理が十分にできていなかったということで、その案件については、農振除外をするまでは保留という形で事務処理をさせていただいたかというふうに思っております。従って、2年近く手続きがなかなか進んでないという案件については、非農地に伴う農振除外の案件かというふうに私は理解をしておるところでございます。</p> <p>その他の個別の案件例えば、3条、4条、5条での現在保留になっているというようなことは、加藤委員から指摘を受けた案件はなかったかというふうに思っておりますが、私が現在把握しているのは、その農振農用地区域内での非農地の取り扱いの考え方事務処理についてだというふうに理解をしております。この辺りについては、先ほどお話がありました地域計画の策定に合わせて、農用地区域の見直しを進めたいと事務局は考えておるところでございます。</p> <p>平成24年度に日南町の農振農用地区域を指定した後、見直しを10年以上かけておりません現状、農用地区域となりながらも状態はとても農業振興するような農地ではない実態が見受けられます。具体的にはもう耕作できていないところについては、農振除外を進めるということで、このたびの地域計画と合わせて、今年度見直しをかけたいというふうに考えておる</p>

ところでございます。

この辺りについては、若干お聞きいただく程度で結構かと思っておりますけども、従来の農振農用地の除外編入等の許可については、鳥取県知事の許可が必要になってまいります。令和7年4月から法律の改正に伴いまして、国にも一定程度農振の見直し具体的に除外です。そのあたりについて国の方もしっかりと農地の確保という観点から農振除外は、基本的にはかなり規制されるであろうというふうに考えております。その範囲が例えば都市開発等によります大規模な造成工事なのか本庁のような小規模な転用なのか、どのあたりの規模が国による制限がかかってくるのかというのが、今のところ定かではございませんが、来年度そういった動きがある中で、できれば今年度中に綺麗に整理をしたいなというふうに事務局としては考えておるところでございます。

2点目でございます。地域計画のお話ございました。総会の場におきまして、当初委員の皆様にはタブレットでの計画各対象の用地の入力をお願いするというご説明をさせていただきましたが、若干事務局の方でタブレットの入力等での事務処理が非常に大変だということで、入力等については、事務局の方で一括して事務処理をするということで総会の方でご説明をさせていただいたかというふうに思っております。

地域計画については皆様ご承知の通り各地域での農地のあり方について、将来こういった形を管理するという農地についてエリアを定めて、計画をまとめていくというのが地域計画でございます。地域計画の対象農地については、ご説明をさせていただいた通り、国のいろいろな交付金が絡んでまいります。従って、現在受けておられる中山間地域等直接支払制度、または農地維持管理の多面的支払等によります交付金、または各大規模経営体で事業設備投資されておられます補助事業等についても当然その経営体の農地の管理のするものについては、地域計画の中に含めなければならないというようなことで、地域計画におきましてはいろいろな縛りがあるというふうに理解をしております。従って、現在進めております中山間地域等直接支払または多面的によります集落協定や集落組織の中での農地維持管理だけではなくて、それ以外の農地についても、必要なものは対象エリアに含めなければならないかと思っております。具体的に言いますと、将来的に現在進めております、△△地区、△△地区の基盤整備が行われているような地域、今後事業が行われていかれる計画のある地域についてはそのエリアを定めておかなければ基盤整備事業が採択にならないということです。また、認定農業者の方、大規模経営体の方が今後、農地を管理借り受けたりする農地についても、当然地域計画の中に入っていないければ中間管理機構担い手育成機構の農地の貸借の対象にはならないというようないろいろな縛りがあるというふうに説明を聞いております。従って現在の状況のみをエリアとするのではなくて、将来的な農地を今後活用するところについては全て地域計画のエリアの中に括る作業を進める必要がございます。

す。

地域計画は令和7年4月からそれがスタートしますが、毎年見直しがかかってまいります。当然経営体状況も変わってまいりますし、個人の農地の所有者のお考えも変わってまいりますので、定期的に地域計画の対象農用地というのは変わってくるものでございます。従って今年度目指すべき地域計画の対象農用地については、可能な限り拾うという考え方でいきますとかなり幅広い範囲でエリアを指定していく必要があろうかと思っております。

そのあたりについては十分にご説明等が地元の方にもできておりませんし、委員、推進委員の皆様の方にもまだご説明ができておりません。ただ単純に中山間多面的のエリアだけを括るとするのは、将来的にいろんな補助事業や、先ほど言いました農地の担い手、中間管理機構への農地の貸借あたりでの採択といいますか、その辺りについての要件にも該当してまいりますので、今年度についてはかなり幅広めのエリアを選定した上で、じっくりとそのあたり、見直しをかけて、いければ良いのかなというのが、私が現在考えておるところでございます。

内容としては、もう明らかに農地でないような状態のところについては当然エリアに含める必要もございませんし、担い手等の方もそういったところ借りられてまで耕作されることはほぼないと思っておりますので、明らかにそういったところについては外す。また、明らかに借りる予定がある借りそうな場所があるというようなところは、大きなエリアの中で、ここは地域計画の対象の農用地ということで、大きく範囲を括っていけば、いろいろな補助金関係についても弊害がないのかなというふうに考えております。

それが本来正しい姿かと言われればそこはまだ曖昧なところでありましたので、本来はもっと目指すべきはしっかり地元の方でお話をされて、地域で守るべき農地はこのエリア、またどなたが管理をしていくんだということをしかりと皆様の中で、議論をしていただいて、決定したものをするのが本来の地域計画ではございますが、いろいろな事情の中でなかなかそれも進めなかったというところです。

事務処理の不便等もございましたので、なかなかそれも難しいという状況の中で一番現在できる範囲の、可能なところは全て地域計画としてエリアとして、拾う作業を農業委員会の方で現在、確認作業を行っているという状態でございます。

現在の進捗状況等も含めての説明になりましたが、地域計画については、来年の3月末までに公表しなければなりませんので、そのあたり遅れることがないようにしっかりと準備の方をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長

丸山農地利用最適化推進委員、よろしいでしょうか。  
(丸山農地利用最適化推進委員挙手) 丸山農地利用最適化推進委員。

丸山推進委員	<p>最初の加藤さんの案件は、先ほど説明があったものを整理してペーパーで報告していただきたい。よろしいでしょうか。どうぞお願いします。</p> <p>二つ目の地域計画については、3月が近づいてきてるけども、農業委員会が何か具体的な作業しなきゃいけないっていうことは、ないんだというふうに私は理解しました。地域の各集落協定、多面的、中山間も地域計画を、やらんといけんというふうな意識は、私が知ってる集落協定ではない。集落協定のない地域は、農事実行組合に話をするというような話もあったけど、そんな話もないし、そんな知らないというふうな雰囲気になってる。そんな状況に3月までに、さっき説明があったように、いろんなところに影響してくる大事な計画を本当にできるのかなという。</p> <p>ちょっと心配したものですからそういう言い方をさせてもらったんですそれがですね、心配しなくてもいいよということであればわかります。</p>
議長	(4番 嶋川農業委員挙手) 4番 嶋川農業委員。
嶋川農業委員	<p>今の地域計画の関係ですが、ちょうど私の方の範囲での会はまだしておりませんが、隣の地域集落協定で会がありました。そこにちょうど耕作した農地がありますので、参加してきました。農業委員会の方ももちろん来て説明されますし、それから耕作している図面も皆さんに公表します。そして現在の状態と将来的にこの農地をどう利用していこう、管理していこうということを協議されました。</p> <p>けどそこに参加される方は、活動できる人で、もうほとんど動けない状態で家に行かないと話ができないというような方はもうほとんど来ておられません。そういった方はですね、どうなろうにというような感じでどうも周りの人は受けておられたようでした。</p> <p>地域計画そのものも、やはり集落協定に基づいた範囲が図面として提示されておりますので、基本的にはそれだけの範囲というのが、地域計画の中で誰もが考えていくという内容ではなかったかなというふうに思っております。まずはそういった各協定の会をして、全員が集まるということは全く予想する必要ありません。その中に推進委員とか役員さんがおられますので、そういった主だった人が声をかけて、全員には声かけますけど、主だった人が集まって、やはり協議していく場をまずは設けていけばですね、この地域計画というのは地域の中で協議された、もしくは内容が大体こういうものだということがわかっていくんだなというふうに感じました。</p> <p>ですから、小さなことを、いちいち決めるというようなことはですね必要ないと協議の中で、全体のこの地域私ども中石見ですけど中石見の地域については、上石見と同じような状態か、下石見とはちょっと違うなとかいう地域性というものもあると思いますので、そういった中で参加者の中で協議し、協定範囲の地域計画というものをですね、やっぱりおぼろげながら協議した結果が、おぼろげながらわかるというような状態で僕はいいんじゃないかなと思います。その中に農業委員というのも、当然声がかかると思いますので、参加していろんな人の話、意見を聞いたりして、もし必</p>

		<p>要であれば意見を述べると話をするというような状態でやればいかなというふうな感じはしておりますが、事務局さんどうですかね。</p>
	高橋事務局長	<p>ありがとうございます。嶋川委員がおっしゃられる通り、既にもう中山間や多面的については農地維持での実績が各地域でもう固まって固定化されております。従ってその方々のご意見が特に強く反映される形になろうかなと思います。先ほどもお話がありました本来は地域全体の中で将来の農地、地域コミュニティではございませんが、地域としてどういうふうに維持管理していくのかということ全体で話し合うのが地域計画というふうに国の方は言うております。けどもなかなか本町においてはおっしゃられる通り、高齢化されておられる、または不在地主の方もいらっしゃるということで難しい状態でございます。やはり、現在耕作されておられる方が一番農地の状況、地域の状況をよくご理解されておられる中ですので、そういった方々のご意見を取り入れながら計画の方まとめてまいりたいと思っております。</p> <p>また必要がありましたら各地域での話し合い等では委員の皆様推進の皆様にもご出席をいただければというふうに考えておりますので、またご連絡をさせていただきたいと思っております。以上でございます。</p>
	議長	<p>その他、ありますでしょうか。無いようですので、次に移ります。</p>
その他	議長	<p>その他事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>報告か協議か迷いましたが、その他の方でご説明をさせていただきたいと思えます。</p> <p>皆様のお手元の方に「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の考え方という資料をお配りさせてもらっております。左のホッチキス止めのものでございます。これは令和3年の7月に日南町農業委員会で定めた指針です。この内容については農業委員さんの皆様の目的であります、遊休農地の発生防止解消、担い手への農地の集約化、また新規参入の加入促進この三本柱について、この中に指針で定めている内容でございます。</p> <p>これにつきましては、令和10年が最終年度の目標ということで、当時作った内容についてはこの三本柱について黄色で囲っておりますものがこの指針の中で数値化されたものでございます。</p> <p>この内容については、3年ごとに検証見直しを行うというようなことがこの指針の中に、1ページ目の一番下の方に定められておりましたので、本来であればこの指針については、この令和6年3月末の実績に基づいて指針の見直しをしなければならないというふうに思います。しかしながらこのたび、基盤法の見直し等が行われております。また、現在進めております食料農業農村基本法、この辺りの法律の改正等によりまして、かなり内容が大きく今後変わってくるものだろうと思っております。その辺りを踏まえながら考えますと、検証見直しというのはなかなか今行っても難しいだろう。また新しいものが出れば中身も変えなければならないだろうということでこの度は見直し検証ではなくて、現在の現状を皆様の方にお伝えをさ</p>

	<p>せていただいて、その現状を指針の方に添付をしまいたいと考えております。</p> <p>現状につきましては、黄色の網掛けで赤い字で表示しておりますのが、令和5年度の現状でございます。ご覧をいただければわかると思いますが、特に遊休農地の発生につきましては当初想定しておりました面積よりかなり大きくなっているところでございます。</p> <p>このあたりにつきましては、皆様が行っていただきました農地パトロールこの辺りでこれまで山腹等にあった畑地、なかなか現地に入れられないような農地あたりについても昨年度拾っていただいたかというふうに思っておりますので、そのあたりが加わったということで非常に面積が大きくなったということをご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>また担い手への農地の利用集約化につきましては、目標よりよりオーバーして達成をしているという状態でございます。これの要因としましては、基盤整備事業に伴います、担い手への集積が大きな成果を結んでおるかというふうに思っております。</p> <p>最後下の新規参入の促進につきましては、新規就農者、農業研修生等で研修終了後に就農されます新規就農者の方、または今後各地域で新たに生まれる農事組合法人の設立等も含めて予定をしておりましたが、現状としては、令和2年から令和5年までは累計で個人が2、法人が1という結果になっております。</p> <p>最終年度の目標が令和10年でございますのでこのあたりも本来は変えるべきだというふうに思っておりますけども、先ほどお話をさせていただいた通り法律等の改正によりまして、この指針の内容も大きく変わってくるかもしれないということで、今回の中間の内容については現状の数値を入れさせていただくということで、ご理解をいただければというふうに考えております。</p> <p>次に、次回の総会の開催予定でございますが、9月10日火曜日午前9時から行いたいと思っております。</p> <p>会場については9月定例議会が、9月3日あたりから予定しておりますので、議場の方が使えない可能性がございます。従って会場は未定ということで、お願いをしたいというふうに思います。</p> <p>最後にこの総会が終了後農地部会をさせていただきたいというふうに思います。2条と3条の案件それぞれ1件ずつ、対象地区は日野上地域でございます。農地部会の部員の方また日野上委員、推進委員の皆様は総会終了後、1階の防災会議室に、ご参照いただきたいというふうに思っております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
閉 会	議 長 皆さんからその他ありませんでしょうか。無いようですので、以上をもちまして令和6年度第5回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和6年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員